

防災器材等整備費補助金の概要

1 補助金の申請ができる団体

- (1) 自主防災組織・・・地域の防災組織として、町内会・自治会が自主的に結成した団体として横須賀市に届け出た団体
- (2) 自主防災会・・・自主防災組織に所属する一定の規模※を有する共同住宅を単位とする防災対策を行う団体として横須賀市に届け出た団体
※100戸以上の共同住宅

2 補助金の対象となる器材

P 3 「補助対象品目表」及びP 4～1 1 「防災器材等補助対象品目細部事項」のとおり

3 申請期間

令和5年 6月 1日 (木) から 令和5年 11月 30日 (木) まで

- (1) 期間外の申請は、お受けできません。
- (2) 申請期間内に1つの町内会・自治会につき、1回の申請となります。
- (3) 申請期間内であっても、受付を締め切る場合があります。

4 補助金の申請手続き

別紙「防災器材等補助金の申請手続き」(黄色)を必ず確認してください。

5 申請時の留意事項

別紙「申請時の留意事項【重要】」(黄色)を必ず確認してください。

6 補助率及び限度額

| 種 別 | 組織結成年度の経過年数 | 補助率 | 補助限度額 (補助対象限度額) | |
|--------|-------------|-----|---------------------|--------------------|
| | | | 防災器材 (800,000 円) | 防災服 (125,000 円) |
| 自主防災組織 | 11年以上 | 6割 | 480,000 円 | 75,000 円 |
| | 11年未満 | 8割 | 640,000 円 | 100,000 円 |
| 自主防災会 | — | 3割 | 240,000 円 | 37,500 円 |

※ 補助率は、防災器材の購入予定額、防災服の購入予定額に対し、それぞれ個別に乗じます。(詳細は、P 2 ※補助金交付額算定例)

7 補助金の振り込み

補助金の振込先は、貴町内会・自治会が地域支援部地域コミュニティ支援課に登録している口座となります。

8 実績報告

すべての器材等の納品及び支払いを済ませ、2月末日までに提出してください。

初級防災器材の費用計算の要領

※ 補助金交付額算定例

A町内会（自主防災組織結成11年以上）が**防災器材**と**防災服**を同時に購入する場合

(例) 粉末消火器(10型)を2本、街頭消火器格納箱と支柱のセットを2セット、毛布を10枚、ヘルメット5個を購入する場合の補助額は

(1) 各器材の単価と基準額を比較し、補助対象単価を決める

| 種類 | 資器材名 | 数量 | 単価(税込) | | 基準額 | 補助対象単価 |
|------|----------------------|------|--------------------|---|---------|---------|
| 防災器材 | 粉末消火器(10型) | 2本 | 10,800円 | > | 10,000円 | 10,000円 |
| 防災器材 | ①消火器用格納箱 ②支柱(ポール) | 2セット | ①と②合わせて 16,200円 | < | 20,000円 | 16,200円 |
| 防災器材 | 毛布 | 10枚 | 1,188円 | — | 基準額なし | 1,188円 |
| 防災服 | ヘルメット | 5個 | 1,080円 | — | 基準額なし | 1,080円 |

単価(税込)が基準額を上回った場合は基準額を補助対象単価とする

単価(税込)が基準額を下回っている場合は単価(税込)を補助対象単価とする

基準額が設定されていないものは単価(税込)を補助対象単価とする

※単価(税込)額は説明用に設定した金額でありますので、実際の金額とは異なります。

(2) 種類ごとの補助対象額を算出し、補助額を決定する

防災器材

・粉末消火器(10型) 10,000円×2本(購入数) = 20,000円 A

・消火器用格納箱と支柱 16,200円×2セット(購入数) = 32,400円 B

・毛布 1,188円×10枚(購入数) = 11,880円 C

⇒A+B+Cより **防災器材**補助対象の総額は 64,280円

よって、**防災器材**補助対象額 64,280円 × 補助率 0.6 = 38,568円

⇒100円未満切り捨てのため、**補助額は 38,500円** < 限度額 480,000円

防災服

・ヘルメット 1,080円×5個(購入数) = 5,400円 D

⇒Dより **防災服**補助対象額は 5,400円

よって、**補助対象額 5,400円** × 補助率 0.6 = 3,240円

⇒100円未満切り捨てのため、**補助額は 3,200円** < 限度額 75,000円

(3) 種類ごとの補助額を合算する

防災器材補助額 38,500円 + **防災服**補助額 3,200円 = 41,700円

よって、A町内会の**補助金交付額は 41,700円**

補助対象品目表

取組活動目録表作成補助等事業費

| 防災器材 | 品名 | 基準額 |
|----------|------------------|----------------------|
| 情報収集伝達用具 | 無線機 | ¥60,000 |
| | ラジオ | ¥12,000 |
| | ワイヤレスアンプ | ¥180,000 |
| 初期消火用具 | 街頭設置用消火器(5種類) | ¥10,000~ ¥120,000 |
| | 街頭設置用消火器の廃棄処分 | なし |
| | 街頭設置用消火器薬剤(詰替え) | なし |
| | 街頭設置用消火器格納箱 | ¥20,000 |
| | 小型動力ポンプ | ¥380,000 |
| | 吸水管一式 | ¥42,000 |
| | とび口 | なし |
| | バケツ | なし |
| | ※消火栓接続用スタンド'ハイ' | なし |
| | ※消防用媒介金具 | なし |
| | ※消防用ホース | なし |
| | ※管そう | なし |
| | ※消火栓開閉器具 | なし |
| | ※消防用ホース延長器具 | なし |
| 救出用具 | 可搬式ウィンチ式 | ¥110,000 |
| | リヤカー | ¥150,000 |
| | 一輪車 | ¥10,000 |
| | つるはし | なし |
| | スコップ | なし |
| | 大ハンマー | なし |
| | のこぎり | なし |
| | はしご | ¥27,000 |
| | 鉄線ばさみ | なし |
| | 掛矢 | なし |
| | なた | なし |
| | バール | なし |
| | おの | なし |
| | てこ棒 | なし |
| | ロープ | なし |
| | ジャッキ | ¥58,000 |
| | エンジンカッター | ¥150,000 |
| | チェーンソー | ¥50,000 |
| | 替刃 | ¥5,000 |
| 救助工具セット | ¥70,000 | |
| 救護用具 | 担架 | ¥23,000 |
| | コット | ¥10,000 |
| | テント | ¥170,000 |
| | 毛布 | ¥10,000 |
| | 車いす | ¥50,000 |
| | 救急箱(セット) | ¥40,000 |
| | レスキューライター(階段避難者) | ¥230,000 |
| 避難誘導用具 | 懐中電灯 | ¥2,500 |
| | 警笛 | なし |
| | メガホン | ¥26,000 |
| | 避難誘導灯 標旗 | なし なし |

| 防災器材 | 品名 | 基準額 |
|-----------------|--------------------|----------|
| 給食給水用具 | かま | なし |
| | かまど | ¥300,000 |
| | やかん | なし |
| | 寸胴なべ | なし |
| | 固形燃料 | なし |
| | ポリタンク | なし |
| | 組立式水槽 | ¥120,000 |
| | 食器容器類 | なし |
| | 災害用炊飯袋 | なし |
| | カセットコンロ | ¥15,000 |
| 器材収納用具 | 防災倉庫(要事前相談) | ¥400,000 |
| その他の用具 | 防災シート | なし |
| | 簡易トイレ | ¥240,000 |
| | 簡易トイレ取替用付属品 | ¥50,000 |
| | カラーコーン | なし |
| | 可搬式発電機 | ¥190,000 |
| | ポータブル蓄電池 | ¥200,000 |
| | ポータブルソーラーパネル | ¥100,000 |
| | スマートフォン用充電器 | ¥30,000 |
| | 燃料タンク | なし |
| | 投光器 | なし |
| | コードリール | なし |
| | エレベーター閉じ込め対策キャビネット | ¥150,000 |
| | 石油ストーブ | ¥70,000 |
| カセットガスストーブ | ¥50,000 | |
| 土のう袋 | なし | |
| その他のもの | 地域コミュニティ防災計画印刷製本費 | ¥1,000 |
| 防災服(服) | 防災服(上着、ズボン) | なし |
| | 防寒衣 | なし |
| 防災服 (その他の用品) | 帽子 | なし |
| | ヘルメット | なし |
| | 手袋 | なし |
| | ゴム長靴・安全靴 | なし |
| | 腕章 | なし |
| | ゴーグル | なし |
| | 防じんマスク | なし |

※消火栓利用型市民消火隊活動用資機材

防災器材等補助対象品目細部事項

1 情報収集伝達用具

無線機（トランシーバー、無線機）

基準額：60,000円

- ・無線機は1W5W切り替えタイプまでが対象。
- ・充電器などの付属品（本体購入時に限る）は対象。
- ・中継器は対象外。
- ・個人の免許が必要となる無線機は対象外。
- ・免許及び登録申請にかかる手数料等は対象外。
- ・免許及び登録については下表を参照。

| 種類 | 送信出力 | 登録申請 | 免許申請 |
|----------------|--------|------|------|
| 特定小電力トランシーバー | 10mW以下 | 不要 | 不要 |
| デジタル簡易無線局 | 5W以下 | 必要 | 不要 |
| デジタル・アナログ簡易無線局 | 5W | 不要 | 必要 |

※無線局を開設するにあたり、免許・登録を要する場合は、必ず町内会・自治会として申請してください。

ラジオ（ラジオ、手回しラジオ、ライト付きラジオ）

基準額：12,000円

- ・乾電池などの常用電源以外の電力でも作動するものが対象。
- ・テレビモニター付きラジオは対象外。

ワイヤレスアンプ（アンプとスピーカーが一体となる可搬式のワイヤレスアンプ）

基準額：180,000円

- ・乾電池などの常用電源以外の電力でも作動するものが対象。
- ・マイクなどの付属品（本体購入時に限る）は対象。
- ・アンプ1台につき、マイク2本までが対象。
- ・マイク2本を同時に使用する場合に必要な、付属品のチューナーは対象。
- ・予備バッテリーは、本体と同時購入の場合に限り対象。

2 初期消火用具

街頭設置用消火器（粉末消火器、強化液消火器）

基準額：粉末10型 10,000円、粉末20型 16,000円

強化液6ℓ 19,000円、強化液8ℓ 20,000円、強化液20ℓ 120,000円

【街頭消火器とは・・・】

街頭消火器とは、火災が発生した時の初期消火用具として設置された消火器です。横須賀市では、多くの町内会・自治会が、「自分達の地域は自分達で守る」という考えのもと基準を設け、道路や道路に面した土地に格納箱等を設置し、保管・管理をしています。

- ・消防法に基づく義務設置の消火器は対象外。
- ・家庭に設置する消火器は対象外。
- ・粉末消火器10型及び強化液消火器6ℓより小型の消火器は対象外。
- ・予備として保管する消火器は対象外。

※火災において街頭消火器を使用した場合や、いたずら等により使用不能となった場合は、その都度申請を受け付けますので、ご相談ください。

防災器材等補助対象品目細部事項

※街頭設置用消火器の廃棄処分（粉末消火器、強化液消火器）

基準額：設定なし

- ・消火器の更新に伴う既存消火器の廃棄処分費（リサイクル費）は設置数1本に対し、1本分の処分費が対象。
- ・消火器の廃棄のみは対象外。

街頭設置用消火器薬剤（詰替え）

基準額：設定なし

街頭設置用消火器格納箱（街頭設置用消火器格納箱）

基準額：20,000円

- ・本体設置に伴う工事費用は対象。
- ・支柱や文字シールなどの付属品は対象。（本体購入時に限る。）
- ・格納箱の廃棄・撤去費用は対象外。

小型動力ポンプ（可搬式小型動力ポンプ）

基準額：380,000円

- ・可搬式で規格はD-1級以下のものに限る。

※D-1級

- 吸水口径 呼称 40mm
- 規格放水量 0.206m³/min 以上
- ノズル圧力 0.3Mpa

※D-1級小型動力ポンプは2024年3月末をもって製造・販売の打ち切りが決定しています。それに伴い、補用部品に関しても2034年3月末までの供給となっていますので、購入を検討する際には、十分に考慮してください。

吸水管一式（小型動力ポンプの規格用）

基準額：42,000円

- ・小型動力ポンプの規格用とする。
- ・一式とは、ストレーナー及びちり除けカゴのセットをいう。

とび口

基準額：設定なし

バケツ（消火用バケツ、三角バケツ）

基準額：設定なし

- ・内容量は概ね8リットル以上をいう。

消火栓利用型市民消防隊活動用資機材

①消火栓接続用スタンドパイプ

基準額：設定なし

- ・地下式消火栓に接続し、消防用ホース（直径40mm）を消防用媒介金具を介して接続できるものとする。

②消防用媒介金具

基準額：設定なし

- ・差込式（町野式）で、消火栓接続用スタンドパイプ（口径65mm）と消防用ホース（直径40mm）を接続するもの。
- ・双口接手（二又媒介）は対象外。

③消防用ホース

基準額：設定なし

（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・ホースの規格は40mm×15m
- ・耐水圧0.7Mpa以上
- ・1セットにつき8本

防災器材等補助対象品目細部事項

④ 管そう

- ・ノズルの規格は NM40mm

基準額：設定なし

⑤ 消火栓開閉器具

- ・消火栓の蓋と消火栓のバルブを開閉するための器具。

基準額：設定なし

⑥ 消防用ホース延長器具

- ・消防用ホース及びその他の器材を保管及び搬送するための器具。

基準額：設定なし

※市民消火隊は、市民消火隊員を育成するための講習を修了し、認定を受けた住民が4名以上で編成するものです。地域の消火栓5基に対し①～⑥の資機材一式で1セットが基準となります。(市民消火隊の詳細については消防局へお問い合わせください。)

3 救出用具

可搬式ウィンチ式(可搬式ウィンチ(チルホール))

- ・一式とは本体、固定・けん引ワイヤー、固定金具。
- ・吊り下げ式ウィンチは対象外。

基準額：110,000円

リヤカー(折りたたみ式、担架積載可能式)

- ・積載重荷300kg以下のものが対象。
- ・折り畳み式は対象。
- ・リヤカーを搬送する台車は対象外。
- ・担架とのセット商品は担架の基準額を加える。(基準額23,000円を加えた123,000円)

基準額：150,000円

一輪車(荷物運搬用)

- ・ノーパンクタイヤ用一輪車は対象。
- ・ノーパンクタイヤのみの交換は対象外。(修繕に関することは対象外。)

基準額：10,000円

つるはし、スコップ(角スコップ、剣スコップ)、大ハンマー

基準額：設定なし

のこぎり

- ・電動式の場合、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・バッテリー式は対象外。(駆動時間が短く、災害対応に適さないため。)

基準額：設定なし

はしご(脚立、二連ばしご、三連ばしご、折りたたみ式はしご、スライダース式はしご)

- ・避難はしご、縄はしごは対象外。
- ・全長3m以下の小型のはしごは対象外。

基準額：27,000円

(いずれも高所での作業や救出において使用することを想定しているため。)

鉄線ばさみ・掛矢・なた・パール・おの・テコ棒・ロープ

基準額：設定なし

ジャッキ(油圧ジャッキ)

- ・許容重荷が爪部2t、頭部5t以下のものに限り対象。
- ・電動式は対象外。(災害時は充電できる環境にないため。)
- ・フロアジャッキは対象外。(フロアジャッキの用途は救出ではなく、搬送性に優れていないため。)

基準額：58,000円

防災器材等補助対象品目細部事項

エンジンカッター

基準額：150,000円

- ・電動カッターは、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・排気量75ccを超えるものは対象外。(75ccを超えるものは搬送性に優れていないため。)

チェーンソー

基準額：50,000円

- ・電動チェーンソーは、作動に必要な消費電力が確保できる発電機を備えている場合のみ対象。
- ・排気量45ccを超えるものは対象外。(45ccを超えるものは搬送性に優れていないため)
- ・バッテリー式は対象外。(駆動時間が短く、災害対応に適さないため。)

替刃

基準額：5,000円

- ・エンジンカッター、チェーンソーの替刃が対象。(防災器材等整備費補助により整備された本体のものに限る)
- ・草刈り機などの替刃は対象外。

救助工具セット

基準額：70,000円

- ・搬送可能なものが対象。
- ・保護用ゴーグル、防塵マスク、グローブが含まれている場合も対象。
- ・一般の工具セットは対象外。(救助工具セットとは、おの、なた、バールなどの資機材がセットされているものであり、いわゆるドライバーなどの工具セットとは異なるため。)

4 救護用具

担架(折りたたみ式担架、布製担架、背負い型担架など)

基準額：23,000円

- ・搬送用担架と認められるものについてが対象。

コット

基準額：10,000円

- ・救護用ベッドとして使用可能なものが対象。
- ・屋内用簡易ベッドは対象外。(クッションが付いているなど、重量がかさむものが多い、搬送性に優れていないため、防災という観点からは期待できるものでないため。)

テント(大型テント、更衣用テントなど)

基準額：170,000円

- ・新規購入の場合は、骨組み、屋根幕、横幕、固定用ウェイト、テント搬送用台車(専門品)などの付属品も対象。
- ・テントに限って、骨組み、屋根幕、横幕は個別に購入した場合も対象。(大型テントは耐用年数が長く、単価も高額となるため。)
- ・更衣や世帯別で使用するポップアップテントも対象。
- ・テント搬送用の台車は専門品のみとし、一般の台車は対象外。

毛布(アルミブランケット、寝袋など)

基準額：10,000円

- ・一般的な毛布のほか、保温を目的としたアルミブランケットや寝袋などが対象。

車いす

基準額：50,000円

- ・電動式車いすは対象外。(どのような状況下であっても使用できることが大前提であり、災害時は充電できる環境にあるとは言えないため。)

防災器材等補助対象品目細部事項

救急箱

基準額：40,000円

- ・セットになっているものに限り対象。
- ・救急用品単品は対象外。(補充する単品の救急用品は消耗品扱いとなるため。)

レスキューライダー(階段避難車)

基準額：230,000円

- ・専用のスタンドは対象。

5 避難誘導用具

懐中電灯(ヘッドライト、手回しハンドル付き、メガホン機能付・サイレン機能付防犯ライトなど)

基準額：2,500円

警笛

基準額：設定なし

メガホン(サイレン機能付、ショルダー式など)

基準額：設定なし

避難誘導灯(避難誘導棒、乾電池式ランタンなど)

基準額：設定なし

- ・ガスや液体燃料を使用するものは対象外。(搬送時に危険を伴うため。)

標旗(のぼり旗、プラカードなど)

基準額：設定なし

6 給食給水用具

かま

基準額：設定なし

かまど

基準額：300,000円

- ・薪、固形燃料及びガスバーナー兼用式で煮炊きできるものが対象。
- ・ガスバーナーセット(バーナー+ごとく)は、プロパンガスで災害時に使用可能なものに限り対象。

やかん

基準額：設定なし

寸胴なべ

基準額：設定なし

固形燃料(薪、木炭、固形燃料(卓上用、缶入りなど)など)

基準額：設定なし

- ・着火剤は対象。

組立式水槽

基準額：120,000円

食器容器類(食器類全般、容器類全般、調理用具など)

基準額：設定なし

- ・使い捨て食器類は対象外。
- ・容器類とはタッパなど、保存用として使用できるもの。
- ・調理用具は木へら、食缶、ボール、おたまなど。

災害用炊飯袋(ビニール炊飯袋、メッシュ炊飯袋など)

基準額：設定なし

防災器材等補助対象品目細部事項

カセットコンロ

基準額：15,000円

- ・最大発熱量3.5kw以上が対象。
- ・カセットボンベは、消耗品のため対象外。

ポリタンク（プラスチック型、ビニール型、折り畳み式など）

基準額：設定なし

7 器材収納用具

防災倉庫（物置、レスキューキャビネットなど）

基準額：400,000円

- ・防災倉庫として単体の使用用途のみ対象。
- ・床面積5㎡未満のみ対象。
- ・倉庫には「〇〇町内会・自治会防災倉庫」と記入すること。
- ・地震動による転倒防止を図ること。なお、転倒防止に係る工事費は対象。
- ・転倒防止とは基礎を打つ、またはアンカー等で固定するなどの措置を行うことをいい、固定状況がはっきりと分かる写真の添付が必要。
- ・購入費、運搬費、塗装費及び設置費は対象。
- ・購入後、経年劣化等で塗装及び修繕等は対象外。
- ・倉庫に付属する棚は新設時のみ対象。
- ・名入れ代は対象。
- ・一度の申請で複数の購入も対象。
- ・既設倉庫の撤去費用は対象外。
- ・建物の一部（5㎡未満）を防災倉庫として使用する場合の工事費等は対象外。
- ・レスキューキャビネットとはマンションの階段踊り場やエレベーター内に設置する固定式の救助工具が収納されているもの。

※設置の申請及び維持、管理の条件は、別に定める『防災倉庫の設置に係る補助金申請について』を満たすもの。

8 その他の用具

防災シート（ブルーシート、ロールマットなど）

基準額：設定なし

簡易トイレ（組立式トイレ、携帯トイレ、トイレ用テント）

基準額：240,000円

- ・新規に購入した際、薬剤とセットになっているものは対象。
- ・トイレ用テントとして商品化されているものは対象。
- ・マンホールトイレは対象外。（污水管以外の配管への誤設置防止などの観点から、市側にて設置管理する必要があるため。）

簡易トイレ取替用付属品（汚物凝固薬剤、汚物処理袋、吸収シート、脱臭剤など）

- ・携帯トイレの薬剤のみは対象。
- ・汚物処理袋のみは対象。
- ・吸収シートのみは対象。

基準額：50,000円

カラーコーン（コーンパー、カラーコーン用安全灯、進入禁止テープなど）

- ・カラーコーン用安全灯は対象。

基準額：設定なし

可搬式発電機（液体燃料式発電機、ガス式発電機）

基準額：190,000円

- ・液体燃料、エンジンオイル及びカセットボンベは対象外。
- ・並列接続運転コードは対象。

防災器材等補助対象品目細部事項

蓄電池

ポータブル蓄電池

基準額：200,000円

- ・バッテリー容量は500Wh以上のものが対象。
 - ・(定格)出力300W以上のものが対象。
 - ・定置型ではなく、移動型(ポータブル)が対象。
- ※機器の故障・安全面を考慮し、PSEマークがある製品が望ましい。

ポータブルソーラーパネル

基準額：100,000円

- ・(定格)出力100W以上のものが対象。
- ・定置型ではなく、移動型(ポータブル)が対象。
- ・蓄電池を同時に購入する場合、同メーカーで互換性のあるものが望ましい。
- ・ポータブル蓄電池への接続ケーブルは対象。

スマートフォン用充電器

基準額：30,000円

- ・10台以上同時に充電できるものが対象。
- ・充電ケーブルも同時に購入する場合は対象

燃料タンク(携帯燃料用専用タンク)

基準額：設定なし

投光器(投光器、作業用蛍光灯(ランタン)など)

基準額：設定なし

- ・投光器本体購入時に限り、三脚などの付属品も対象。

コードリール

基準額：設定なし

- ・延長コードは対象。

エレベーター閉じ込め対策キャビネット

基準額：150,000円

- ・キット内に、非常食や飲料水等が含まれる場合は対象。
- ・取り付け費用は対象。

石油ストーブ

基準額：70,000円

- ・電源が必要なものは、発電機も整備されている場合のみ対象。

カセットガスストーブ

基準額：50,000円

- ・カセットボンベは、消耗品のため対象外。

土のう袋(水のう袋、止水板など)

基準額：設定なし

- ・土のうの場合、中身の砂等は対象外。
- ・水のうの場合、脱水剤(塩化カルシウム等)は対象外。
- ・土のう、水のうとも移動型が対象。
- ・止水板は、持ち運びのできる簡易的なものが対象。
- ・止水版は、決められた扉やシャッターのみにはめ込んで使用するタイプは、使用場所が限られ、設置も困難になるため対象外。

9 その他のもの

地域コミュニティ防災計画印刷製本費(防災マップ、防災計画製本印刷費)

基準額：1,000円

- ・作成に必要な消耗品は対象外。(業者が行う製本印刷費が対象。)

防災器材等補助対象品目細部事項

10 防災服（服）

防災服（上着、ズボン）

- ・上着、ズボンどちらかでも対象。
- ・ベルトも対象。

基準額：設定なし

防寒衣（ジャンパーなど）

基準額：設定なし

雨カッパ

基準額：設定なし

ベスト（ベスト、ビブスなど）

基準額：設定なし

※防災服は名入れ代も対象となりますが、団体名のほかに、必ず「**自主防災**」の明記が必要です。

11 防災服（その他の用品）

帽子（アポロキャップ、略帽など）、ヘルメット、腕章

基準額：設定なし

ゴム長靴、安全靴

基準額：設定なし

手袋

- ・革製又は革製と同等のものも対象。

基準額：設定なし

ゴーグル

- ・防護用メガネも対象。

基準額：設定なし

防じんマスク

- ・ディスポタイプのみ対象。

基準額：設定なし

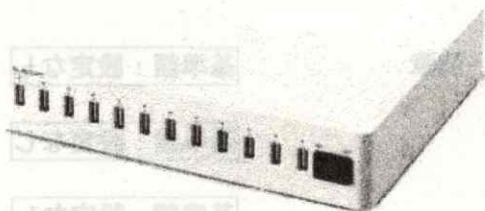
防災器材等整備費補助金の対象品の追加について

・スマートフォン用充電器(補助基準額:30,000円)

スマートフォン用充電器とは…災害時に情報収集や連絡手段として使用するスマートフォンやタブレット端末等を USB ポートに接続して充電するもの。

参考商品例：エレコム 多ポート AC 充電器

参考商品例：サンワサプライ USB 充電ステーション



- ※ 避難所などにおいて、複数の人が同時に利用できるよう、USB ポートが 10 口以上あり、同時に充電できるものが対象。
- ※ 充電ケーブルも同時に購入する場合は対象

防災器材等補助金の申請手続き

別紙・表

申請書の提出

申請書類一式

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④見積書（コピー可、カタログ等添付）
- ⑤防災器材保有数調査表
- ⑥事務連絡票
- ⑦自主防災組織編成表（任意）

提出方法

- (ア)危機管理課窓口提出
 - (イ)危機管理課に郵送提出
 - (ウ)最寄りの行政センターの窓口提出
 - (エ)電子メールでの提出（裏面No.7参照）
- ※申請書類⑦「事務連絡票」の事務担当の方に申請内容について連絡することがありますので、ご了承ください。

計7種類の書類をそろえて提出してください。

※インターネット等で購入する場合には、メーカー・型式及び支払金額が確認できる資料の提出をもって、④見積書を省略可能とします。（裏面No.7参照）

※⑦自主防災組織編成表は、最新の編成状況を確認するために利用しています。任意となっておりますが、変更があった場合には、可能な限りご提出下さい。

※防災倉庫を購入する際は、申請条件があるため、事前に危機管理課へご相談下さい。

交付決定通知書の送付

危機管理課で申請内容を審査した後、申請者（会長）あて補助金等交付決定通知書及び請求書・実績報告書（後日提出用原紙）を郵送いたします。

※交付決定の通知には、申請後概ね1週間～10日前後掛ります。（カタログ等が添付されない場合、提出されるまで通知が出せませんので、ご了承ください。）

交付決定通知書の通知日以前に購入した場合、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

請求書の提出

補助金交付決定通知を確認したら、同封されている請求書に必要事項を記入し、速やかに危機管理課に提出してください。

補助金の交付

危機管理課が請求書を受理してから、概ね2～3週間で市に登録している町内会・自治会の指定口座に入金します。

業者への支払い

見積書の業者から、発注した防災器材が納品されたら代金を支払ってください。
ポイント使用分は補助対象外になります。
領収書を忘れずに発行させてください。

実績報告書の提出

実績報告書提出書類

- ①実績報告書
- ②領収書
（コピー可、内訳が確認できる資料添付）
- ③購入した器材の写真
- ④購入した器材の保管場所を明らかにした地図

購入した器材の写真をとる際の注意事項

- (ア)防災器材等の数量と名入れ（町内会・自治会名）がわかるように撮影してください。
- (イ)同種類のものはできる限り1枚の写真に入るようにしてください。

※街頭消火器については、設置場所を地図に明記してください。

計4種類の書類をそろえて提出してください。

※実績報告書は、全ての防災器材等の納品及び支払いが完了後、速やかに危機管理課へ提出してください。

2月末日までに、すべての納品・支払いを済ませ実績報告書を提出してください。

申請時の留意事項【重要】

別紙・裏

- 1 申請は購入前にしてください。申請前に購入したものは、補助金の支給ができません。
- 2 防災倉庫を購入する場合、必ず危機管理課に事前相談してください。
- 3 見積書・領収書は町内会・自治会あてのものを提出してください。
- 4 防災器材等の細部事項確認のため、見積書と一緒にカタログ等も添付してください。防災器材等補助対象品目細部事項表（P4～11）にて、規格が定められています。
- 5 インターネット等で購入する場合には、メーカー・型式及び支払金額が確認できる資料の提出をもって、見積書を省略可能とします。また、ポイント等を利用して購入した場合、ポイント使用分は補助対象外となります。
なお、見積書を省略した場合にも、「町内会・自治会あての領収書」は必要となります。
- 6 購入した防災器材等には、**購入物品(本体・付属品含む)すべてに名入れ**（町内会・自治会等の団体名）をしてください。
※防災服・防寒衣・雨カッパ・ベスト・帽子には上記団体名に加えて、「自主防災」の明記が必要です。
- 7 電子メールで提出する際には、すべての資料をデータ化し、「ps-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp」へ送信してください。なお、件名は「団体名+防災器材等補助金申請」としてください。

以上7つの留意事項を必ず守ってください。
ご理解とご協力をお願いいたします。